

がやポン
加盟店舗 募集要項

環境經濟部經濟振興課物価高騰対策支援室

◆事業の趣旨

「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）を踏まえ、食料品等物価高騰による負担を軽減するとともに、地域経済の下支えを図るため、市内店舗で使える電子クーポンを配付する。

1 事業概要

- (1) 名称 がやポン
- (2) 発行者 越谷市
- (3) 予算額 14億9,200万円
- (4) 支援金額 市民：1人につき 3,000円
非課税世帯：1世帯につき 5,000円
- (5) 利用期間 令和8年4月下旬から令和9年2月28日（日）23：59まで
- (6) 配付方法 世帯主宛に発送
- (7) 利用者 基準日において、本市の住民基本台帳に記録されている者
基準日において、令和7年度分住民税均等割が非課税者のみで構成する世帯主
- (8) 基準日 令和8年3月1日（日）
- (9) 対象人数 341,357人（令和8年2月1日現在）
- (10) 対象世帯数 165,112世帯（令和8年2月1日現在）
うち非課税 35,000世帯（令和8年2月1日現在）
- (11) 加盟店 本事業に参加を希望する市内の店舗（事業所）

2 登録資格

加盟店の登録資格は、当該事業に参加を希望する越谷市内の店舗（事業所）とする。ただし、次に該当する事業者は除く。

- ・公的な証明等により実在を確認できないもの
- ・特定の宗教又は政治団体と関わるもの
- ・日本国内の本店又は支店の金融機関口座を持たないもの
- ・法令に基づき求められる営業許可等を得ていない、又は届出等を行っていないもの
- ・性風俗関連特殊営業などの風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定するもの
- ・越谷市暴力団排除条例（平成25年越谷市条例第14号）第2条第1号に掲げる暴力団、第2条第2号に掲げる暴力団員又は第3条第2項に掲げる暴力団関係者
- ・公序良俗に反するもの
- ・その他、市が不相当と認めるもの

3 加盟店の遵守事項

加盟店は、次に掲げるすべての事項に対して承諾をし、かつ、遵守しなければならない。

- ・店頭にて市が所定する加盟店であることを示す販促物を設置すること。
- ・がやポンの偽造、変造及び不正行為を防止するため、善良なる管理者の注意をもって必要な措置を講じること。
- ・利用者が対象商品等の購入にがやポンを指定したときは、これを拒むことができず、その額面又は表示価値どおりに受け入れること。ただし、利用者による当該利用について、不正利用又はその疑いがあるときはこの限りではない。
- ・現金その他の本サービス以外の支払手段を用いる顧客より不利な取り扱いをしないこと。
- ・業態変更等の提供する対象商品等の内容を変更しようとする場合、又は加盟店契約の申込み時に市に対して届出をした事項に変更がある場合、市の定める方法により書面又は電磁的方法により届け出ること。
- ・本サービスの対象となる対象商品等の販売、又はサービス提供を行うことについて、法令その他の規制により許認可、又は届出が必要となる場合で、市がその内容を確認する必要があると判断した場合は、市の要請に応じて、監督官庁から交付を受けた許認可証又は届出書等の写しを市に提出するものとする。加盟店が本サービスの対象となる商品等の販売等を行うことについて必要な許認可、又は届出が取消し、又は無効となった場合、市が加盟店の本サービスの利用を停止する場合があることに異議を述べないこと。
- ・消費者契約法、特定商取引に関する法律、資金決済法、不当景品類及び不当表示防止法、独占禁止法、著作権法、その他全ての法令等に違反せず、かつ、全ての法令等において求められる事項を遵守すること。
- ・店頭に掲示するポスターその他の広告において、本サービスに関し利用者に誤認を与える表示をしないこと。
- ・市又は市が指定する第三者から本サービスの利用促進施策及びこれに関する掲示物の設置等の要請を受けたときは、これに協力すること。
- ・市又は市が指定する第三者から本サービスの使用実績に関する調査又は報告を求められたときは、これに協力すること。
- ・利用者からの本サービスに関する問い合わせ、又は苦情等に対応する窓口を設置し、自己の責任において利用者からの問い合わせ、又は苦情等に対応すること。
- ・市は、関係法令等に基づき調査が義務付けられる場合、その他の市が必要と認める場合には、加盟店に対して、加盟店契約に関連する事項にかかる必要な調査及び報告を求めることができる。この場合、加盟店は、当該調査及び報告に協力すること。
- ・前各号のほか、市が別途通知した事項を遵守すること。
- ・加盟店は、対象商品等に関連して利用者又は第三者からクレーム、苦情その他の紛争が生じた場合には、本契約期間中のみならず契約終了後においても、自己の責任と費用負担において解決を図り、市にいかなる迷惑もかけないこと。

- ・加盟店は、対象商品等に関し、法令違反又は行政処分の対象となると判断し、又はそのおそれがあるときは、その内容及び経過を速やかに市に報告すること。

4 電子クーポンの内容

- ・利用者は、加盟店で対象商品等を購入した場合、がやポンを使用して、対象商品等の代金の支払決済を行うことができる。
- ・加盟店は、利用者が加盟店で対象商品等の代金の支払決済をする際にながやポンによる代金の支払決済を指定した場合、加盟店契約及び市の所定の方法に従い、利用者が有するがやポンの残高から当該代金相当額を減算することで代金の支払決済を行うものとする。
- ・利用者の未利用残高が対象商品等の代金に満たない場合、利用者は、原則として対象商品等を受け取ることができない。ただし、不足分については、加盟店の指定する方法により支払うことができるものとする。

5 電子クーポンの利用範囲

がやポンは、次に掲げる次に掲げる支払、購入等に使用することができない。

- ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入商品等の購入
- ・税金、保険料、振込手数料、電気、ガス、水道、電話料金その他これに準ずるものの支払
- ・現金との換金又は金融機関への預入れ
- ・金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ・不動産その他の資産性の高いものの購入及び地代、駐車料等の支払
- ・対象商品等の対価を伴わないもの（寄付など）
- ・返金が予定されている代金の支払決済（保証金など）
- ・収納代行等、加盟店以外の事業者への支払いが実質的に可能となるもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払
- ・特定の宗教又は政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの支払
- ・やむを得ない理由により加盟店が取扱いを不可としたもの
- ・その他、市が不相当と認めるもの

6 精算金の確定及び支払方法

- ・加盟店は、利用者と加盟店との間において、対象商品等の代金の支払手段としてがやポンが用いられた場合における、代金の支払決済がなされた毎月1日から当月末日までの1か月間の売買代金相当額について、該当月末日の経過後、別に提供するモバイル商品券プラットフォーム上に表示される取引データを確認の上、収納代行者を経由して、市に対して、精算金の給付の申請を行うものとする。
- ・市は、収納代行者を経由して、当月分の確定した精算金を翌月末までに振り込むものとする。

7 申込及び登録

(1) 申込方法

加盟店申込フォームから入力申請

- 事業用HP（事業サイト）：<https://gayapon.jp/>



(2) 申込期間

令和8年3月2日（月）～令和9年2月12日（金）

(3) 登録・確認

申込みのあった事業者については、確認の上、加盟店として登録する。

ただし、登録後であっても下記に該当する場合には、登録を取り消す場合がある。

- ・申込み内容に虚偽、不備等があった場合
- ・国又は監督官庁から、指示・決定・命令があった場合やそのおそれが生じた場合
- ・市が登録を取り消すと判断した場合

(4) その他留意事項

- ・加盟店の情報（店舗名称・所在地等）は「加盟店一覧」として、市民向けの冊子、ホームページなどに掲載する。
- ・申込から1か月以内に加盟店向けのポスター、卓上POPなどを配布する。
- ・がやポンの取扱い等については、後日送付する加盟店マニュアルを参照すること。
- ・加盟店規約、募集要項の違反によって、市又は委託事業者等が損害を受けた場合、現実かつ直接に被った通常の損害について、賠償を請求することがある。
- ・本事業用にデザインされた「がやポン」の肖像使用を含む広報告知物の利用については事前に市の承認を得るものとする。

- ・市の方針等により、内容が変更される場合がある。
- ・加盟店登録料は無料とする。ただし、本システムの利用による通信料等の費用は加盟店の負担とする。

【問合せ先】

がやポン加盟店コールセンター

TEL： 050-5846-1088

営業日時：平日祝 9:00～18:00（土・日、年末年始（12月29日～1月4日）休み）

※令和8年8月28日（金）はシステムメンテナンスのため、翌日8月29日（土）9:00～18:00に営業